

## 「もう一度、基礎からマイナンバー講座」を開催しました



平成28年12月16日、高松市総務局参事を講師に迎え、「もう一度、基礎からマイナンバー講座」の講座を開催しました。平成28年1月から、社会保障・税などの行政手続で、マイナンバーの利用が始まっています。

私たちの暮らしに関わるマイナンバー制度を、もう一度、基礎から解説していただきました。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

例えば、

- ・ 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化
- ・ ITを活用することにより添付書類が不要になる等、利便性が向上
- ・ より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担が公正化

などの効果が期待されます。

私たちの日常生活において、どんなときに、どんなところでマイナンバーが利用されるのか、具体的な利用シーンが資料で紹介されるとともに、マイナンバーは一生使うものなので、管理や取扱いには十分注意するよう、繰り返し説明がありました。

また、今後、マイナンバーカード（顔写真付きのプラスチック製カード）を利用できる場面が、さらに増えるとのこと。私たち自身も、これからどのような場面で利用され、効率化やサービスの向上に繋がるのか、関心を持つことが大切だと思います。

質疑応答の中には、マイナンバーが漏れてしまったら、税、年金、医療などの情報が全て筒抜けになってしまうのではないかと不安との声もありました。マイナンバーカードのICチップに記録されるのは、券面に記載されている必要最低限の情報（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）に限られており、税・年金などの情報は記録されません。個人情報とは従来どおり、各機関において分散して管理を行っていますので、カード自体からは判明しないそうです。



受講生の皆さんは、疑問に思っていることを、直接、行政の担当者に聞くことで、安心した様子でした。